

奈良県社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症研修 実施要項

1 目的

社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者の方々が生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要である。

社会福祉施設等において、感染症が発生しないための予防策を徹底することができるよう、感染症予防の基礎的知識を習得することを目的とする。

2 主催者 奈良県

3 研修内容

I 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ

- ①感染防御の3原則
- ②インフルエンザとの共通点
- ③インフルエンザとの相違点

II 濃厚接触について

- ①なぜ、濃厚接触の定義が大切なのか
- ②濃厚接触となるケア内容
- ③濃厚接触が問題となる期間

III 濃厚接触を回避する対策

- ①マスク着用と手指消毒の重要性
- ②利用者同士・面会者・職員の接触について
- ③職員スペースにおける対策

IV 施設における早期発見と初期対応

- ①平時からの健康管理の重要性
- ②有症状者数・場所・時間の評価
- ③有症状者への初期対応

V 事前質問に対するQ&A

4 実施方法 WEB研修とし、YouTubeで各事業所が閲覧できるようにする。

5 研修対象者 ① 障害者施設等関係者

ア 障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所に勤務する職員（必須）

イ その他、障害福祉サービス事業所において勤務する職員（希望者）

② 高齢者施設等関係者

ア 介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所
老人福祉施設（入所施設に限る）（必須）

イ その他、介護保険サービス事業所等において勤務する職員（希望者）

③ 児童福祉施設等関係者

ア 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する職員

（必須）

イ その他、市町村子ども家庭総合支援拠点に勤務する職員（希望者）

④ 保育施設等関係者

ア 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等に勤務する職員（必須）

6 掲載期間 令和2年7月13日～令和2年8月31日

7 受講の申し込み手続

必須受講者・・・申し込み不要（各対象施設にURLを通知）

必須受講者以外の希望者・・・別紙「申込書」を、**令和2年7月31日（金）**までに、下記各所管課にお申し込みください。申し込まない事業所あてに、研修テキストとURLを送信します。

※所管課：（障害者施設・障害児施設関係）障害福祉課

（高齢者施設関係）介護保険課

（児童福祉施設等関係）こども家庭課

8 受講料 無料